

# 第6章 文化財の保存・活用の推進体制

## 1. 基本的な考え方

添田町の文化財の保存・活用の推進体制の概要を示す。行政は、本町庁内においては主担当課である商工観光振興課を中心に、関係各課との庁内連携を図り、関係行政機関及び附属機関との連携体制を構築する。そして、行政と地域の文化財所有者等や民間の活動団体等、地域住民、学術機関が連携及び協働し、官民で一体となった文化財の保存・活用を推進する。

また、少子高齢化の進行する本町のおかれた状況を鑑み、町外を含む民間の活動団体等や地域住民との連携及び協働の輪を広げ、本町の文化財の保存・活用に関わる関係者を増やすことで、推進体制を強化することを目指す。



図 文化財の保存・活用の推進体制の概要

## 2. 文化財の保存・活用の推進体制

### (1) 計画の推進体制

本町において、文化財の保存・活用の推進体制は以下の団体や人々により構成される。今後、本町の文化財の保存・活用を進める中で、以下の団体や人々以外も推進体制に加えていく。

行政
<b>添田町</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・商工観光振興課歴史文化財係 業務内容：文化財保護行政 職員：4名（うち文化財保護技師2名〔歴史1名、考古学1名〕）</li><li>・商工観光振興課英彦山振興室 業務内容：英彦山の総合的振興に関すること 職員：3名（うち地域プロジェクトマネージャー1名）</li></ul>
<b>【主な関係課】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・添田町教育委員会</li><li>・まちづくり課</li><li>・道路整備課</li><li>・商工観光振興課</li><li>・住環境整備課</li></ul>
<b>【関係する町立施設】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・添田町美術館岩石城</li><li>・添田町歴史民俗資料館</li><li>・山伏文化財室</li><li>・英彦山修驗道館</li></ul>
<b>附属機関</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・添田町文化財専門委員会 審議事項：文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議、これらの事項に関する教育委員会への建議 委員構成：定数8人以内</li><li>・添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会 協議事項：歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議、連絡調整等 委員構成：9人以内</li></ul>
<b>関係行政機関</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・福岡県</li><li>・福岡県教育委員会</li><li>・福岡県市町村文化財保存整備協議会</li><li>・筑豊文化財行政連絡協議会</li><li>・福岡県市町村名勝庭園連絡協議会</li><li>・田川地区消防本部、添田分署</li><li>・周辺自治体</li><li>ほか</li></ul>

### 文化財所有者等

- ・個人
- ・社寺
- ・管理者、管理団体
- ・上落合須佐神社獅子楽保存会（上落合集落の獅子楽の継承）
- ・下落合獅子楽保存会（下落合集落の獅子楽の継承）
- ・上津野村づくり推進協議会（旧数山家住宅の管理）
- ・津野神楽保存会（津野集落の神楽の継承）
- ・野田獅子楽保存会（野田集落の獅子楽の継承）
- ・英彦山神輿を担ぐ会（英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承）
- ・彦山踊り保存会（彦山踊りの継承）
- ・添田町活性化推進協議会（中島家住宅の指定管理）
- ほか

### 民間の活動団体等（主な活動内容）

- ・アカザを守る会（町内河川の淡水魚調査、河川清掃活動、青少年育成等）
- ・NPO法人「アートもん」（子供向け工作教室、木もくまつり in そえだ主催）
- ・添田町観光ガイドの会（歴史文化・観光案内）
- ・英彦山こてんぐ塾（環境学習、子供向け体験イベント（大人も体験）、自然歴史、文化）
- ・英彦山門前町同好会（英彦山に係る体験・勉強会・マップ作成）
- ・トチノキを守る会（県指定天然記念物「英彦山のトチノキ」の保護活動と周知）
- ・鷹巣原地域活性化委員会（高住神社で行われる祭礼の周知と伝統的活動の継承）
- ・落合こてんぐクラブアンビシャス広場（子供の居場所づくり、体験活動）
- ・中元寺の自然を愛する会（地域活動、イベント行事）
- ・英彦山を美しくする会（環境美化、利用施設整備）
- ・添田町知ってもらいたい隊（移住や関係人口づくりにつながるまちづくり活動）
- ・英彦山参道駆け上がり大会実行委員会（イベント実施）
- ・居・食・住研究会（駅前にぎわいマルシェ等イベント開催等）
- ・添田町商工会（各部会によるイベント実施）
- ・庄地区彦山川川づくり懇談会（草刈り、ごみ拾い等の美化・清掃活動）
- ほか

### 学術機関

- ・福岡県内の各博物館
- ・国立大学法人九州大学
- ほか

### 地域住民

- ・町民
- ・各行政区
- ・町内小中学校
- ・消防団
- ほか

## (2) 計画の進行管理

本計画は添田町の将来像の実現に向け文化財の保存・活用の方針、文化財の保存・活用に関する措置をアクションプランとして定めるが、アクションプランの進行状況を確認し管理する必要がある。

本町は、町の附属機関である添田町文化財専門委員会において、年度ごとに実施予定のアクションプランの説明と実施報告を行い、計画の進行に関する確認と助言を受ける。また、必要がある場合は、アクションプランの見直しを含めた助言を受ける。

そのほか、添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会においても適宜情報共有を行う。

## (3) 文化財の保存・活用における防災・防犯体制

### 1) 発災前の防災体制

文化財所有者等の協力のもと、指定等文化財の定期的な状況確認を行い、現況や課題を把握するとともに、連絡体制を構築する。指定等文化財の状況を踏まえ、本町は指定等文化財の所有者等に対し、必要に応じて防災設備の充実や建造物の防災性能の向上について助言や支援制度の紹介等を行う。未指定の文化財についても可能な限り準用する。

火災対策は、毎年文化財防火デーにあわせて防災訓練を実施し、本町、消防署、文化財所有者等、消防団の連携強化を図る。

また、未指定を含む文化財リストの整理を進め、文化財の被災状況確認等に活用できるよう備える。

### 2) 発災時の防災体制

災害が発生した場合、添田町地域防災計画に基づき、設置される添田町災害対策本部の指示のもと、本町担当課は所掌事務に関する問合せ対応、所管施設等の状況把握及び応急復旧措置、指定避難所運営等の災害対応を行う。文化財に関しては、本町は被災状況を把握し、福岡県及び文化庁等に報告を行うとともに、災害の規模に合わせ、文化財リストをもとに被災状況調査及び文化財の救援・応急処置を実施、又は文化財所有者等による応急処置を指導・助言する。大規模な災害の場合は、福岡県を通じて、文化財防災センター等の外部支援（文化財レスキュー\*・文化財ドクター\*\*の派遣）の要請についても検討する。

救援・応急処置をした文化財について、文化財所有者等が復旧の主体となるが、指定等文化財は所有者等が復旧計画の策定を行い、本町が支援するとともに、必要に応じて福岡県や福岡県内の博物館等の関係機関の支援を受ける。未指定文化財は所有者等による保存処置の方法等の検討を本町が支援する。

本町及び福岡県等が大規模な災害復旧事業を行う際は、本町担当課が現地を確認し、埋蔵文化財の発掘調査が必要な区域を把握する。関係各所との調整をはかり、災害復旧事業の工程を踏まえて埋蔵文化財の発掘調査を実施する。その際、必要な場合は福岡県に支援を要請する。

文化財の被災状況、救護・応急処置、復旧等に関する情報をまとめ、災害対応の取組みとして記録を残し、町民や関係者の文化財防災意識の啓発に活用する。

\* 自然災害により被災した美術工芸品を中心とする文化財等を緊急に保全し、廃棄・散逸や盜難の被害を防ぐため、応急措置や復旧に向けた技術的支援等を行う。

\*\* 公益財団法人日本建築士会連合会を中心として、文化財建造物の被災状況の調査を実施するとともに、所有者又は管理団体からの要請に応じて、応急措置や復旧に向けた技術的支援等を行う。

### 3) 日常時の防犯体制

盜難等の犯罪に備えるために、文化財所有者等の協力のもと、指定等文化財の定期的な状況確認を行うことで、指定文化財の状態や管理状況を把握し、必要に応じて指定文化財の所有者に対して防犯設備の設置等の防犯対策の助言を行う。未指定の文化財に対しても可能な限り準用する。

### 4) 犯罪発生時の防犯体制

犯罪が発生した際には、文化財所有者等と連携し、警察への対応を支援する。盜難においては文化財の早期発見につながるよう、文化庁及び県に情報共有を行う。人為的な要因により文化財が毀損した場合には、その復旧に対して助言や技術的支援を行う。また、文化財が犯罪被害を受けた原因や課題についても整理する。

### 5) その他

防災・防犯対策における定期的な文化財の状況確認や文化財所有者等との連絡の中で、文化財の保存管理や活用、継承等に関する現状と課題を把握し、適切な助言を行うとともに、本町の文化財に関する保存・活用の施策に反映するよう努める。